

## 氷見市奨学生（一般奨学金）案内（貸与）

### 1 出願資格

高等学校又は大学へ進学を希望する者及び高等学校又は大学に在学中の者で、次の要件を満たす者

- (1) 優れた学生又は生徒であること
- ① 人物について 学習活動、その他生活の全般を通じて態度・行動が学生又は生徒にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- ② 学力について 学業成績の評定を全履修科目について平均した値が全体平均水準以上であって、優れた学業成績を修める見込みがあること。
- (2) 経済的理由により修学が困難な者であること  
(本人の属する世帯の1年間の認定所得金額が、基準額以下であること)
- (3) 保護者等が市の区域内に住所を有すること
- (4) 在学した学校又は現に在学する学校の校長の推薦があること
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構の学資金若しくは富山県奨学資金の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者でないこと
- ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者については、特別奨学金（高等学校に在学する者 月額 6千円以下、大学に在学する者 月額 2万円以下）の貸与を受けることができる。

### 2 一般奨学金の貸与月額及び交付の期間

- (1) 貸与月額 高等学校に在学する者 15,000円以下、大学に在学する者 45,000円以下  
なお、一般奨学金の貸与を受ける者のうち、一般奨学金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められる遺児等は、特別奨学金（高等学校に在学する者 月額 6千円以下、大学に在学する者 月額 2万円以下）の貸与を併せて受けることができる。
- (2) 交付の期間 出願のあった又は就学した月分からその学校における最短修業年限の終期月分まで
- (3) 利息 無利息 返還期間は卒業後9年（高校）、13年（大学）、繰り上げ返済可  
※返還を怠ったときは、延滞金が課せられる。

### 3 募集期間等

- (1) 募集期間 令和6年度中随時 ただし、予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合がある
- (2) 出願に際しては、次の書類を提出してください。 ① 奨学生願書 ② 奨学生推薦調書  
③ 前年分の所得のわかる書類（下記ア～ウすべて）

ア 世帯の中で収入のある者全員の前年分の源泉徴収票、確定申告書（控）の写し又は所得証明書

イ 年金を受給している場合は、年金受給額のわかるものの写し

ウ 世帯の中で18歳以上である者全員の納税証明書又は非課税証明書

※家計状況の変動等により修正した収入金額で認定を受けたい場合は、その確認ができる証明書（雇用保険被保険者離職票、退職証明書、休業証明書、他収入の減少が確認その他できる書類）

④ 合格通知書の写し（新たな学校に進学する場合）又は在学証明書

⑤ その他市長が必要と認める書類

- (3) 出願にあたっては、連帯保証人2名（保護者等1名及び独立の生計を営む成年者で市長が適当と認めるもの）の選任が必要

### 4 奨学生の決定

奨学生の決定は、氷見市奨学生審査委員会に諮って市長が行う。

奨学生決定通知は、願書の提出月から3カ月以内に文書で本人宛てに行う。

## 5 誓約書の提出

- (1) 奨学生として決定された者は、「連帯保証人2名と連署した誓約書」、「連帯保証人の印鑑証明」、及び「連帯保証人の所得を証明する書類」を別に指示する期限までに提出する。
- (2) 上記誓約書及び証明書類を提出した方に、氷見市育英資金が貸与される。

## 6 奨学金の交付 奨学金は、「口座振替による支払申出書」で届けられた保護者等の口座に振込まれる。

## 7 奨学金の返還

### (1) 奨学金の返還

- ① 奨学金の交付が終了したときは、「奨学金借用証書」及び「連帯保証人の印鑑証明」、及び「連帯保証人の所得を証明する書類」を提出する。
- ② 奨学金は貸与であり、貸与終了後は必ず返還すること。
- ③ この返還金は、次の奨学金の原資となり後輩に貸与される。

### (2) 奨学金の返還期間

奨学金の返還期間は、卒業した月の翌月から3年の据置期間を含めて、高等学校にあっては9年間、大学にあっては13年間である。

### (3) 奨学金の返還方法

- ① 奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦の方法による。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができる。
- ② 奨学金の返還を怠ったときは、延滞金が課せられる。

## 8 奨学金の返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡又は病気その他特別の理由により奨学金の返還が困難と認められるときは、申請により、奨学金の全部若しくは一部の返還を免除し、又は相当の期間その返還を猶予することがあります。